

サザンクス筑後利用料金(減免・減免変更) 申請書

公益財団法人筑後市文化振興公社 代表理事 様

標記について、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者名		住所 〒	
		TEL	
催し物等名称			
利用予定日	自: 年 月 日 ()	利用施設	
	至: 年 月 日 ()		
申請理由(該当する項目に○印をつけてください)			減免額
1. 市・教育委員会の事業として利用するとき			
	(1) 市・教育委員会が主催・共催して行う事業		利用料の10割
	(2) 市・教育委員会が設置した各種委員会、協議会、審議会等の機関が行う事業		利用料の10割
2. 市内に設置されている学校教育法第1条に規定する学校が、学校行事として利用するとき			
	(1) 公立小中学校の場合		利用料の10割
	(2) 公立高等学校の場合		利用料の5割
	(3) 私立学校の場合(幼稚園を含む)		利用料の5割
3. 営利を目的としない市内の文化団体等が利用する場合で、市民の文化振興のため教育委員会が適当と認めるとき			
	(1) 営利を目的としない市内の文化団体等が利用する場合で、市民の文化振興のため教育委員会が適当と認めるとき		利用料の5割
4. 官公署、公益法人又は公益を目的とした市内の団体が公益のため利用するとき			
	(1) 官公署が主催して利用するとき		利用料の5割
	(2) 市内に設置されている保育園(所)、認定こども園又は小規模保育事業者が、その設置目的に添った事業に利用するとき		利用料の5割
	(3) 社会福祉法人が運営する市内の社会福祉施設が、その設置目的に添った事業に利用するとき		利用料の5割
	(4) 公益法人が運営する市内の施設又は公益を目的とした市内の団体が公益のため利用するとき		利用料の5割
5. 前各号に定めるもののほか、特に必要があるとき			
	(1) 教育委員会が特に認めるとき		利用料の 割

決 裁	筑後市文化振興公社					
	担 当	係 長	事務局長	業務執行 理事	代表理事	決 裁

収入番号	
利 用 料	
減 免	
差 引	

合 議	教 育 委 員 会					
	担 当	担当係長	課長補佐	課 長	次 長	教育長

許 可 号	
-------	--